

おかしん 子育て支援 定期積金(自動解約)

お子さまの
将来のために
今からしっかりと
ご準備を!



スーパー定期積金 通常の店頭表示金利
(年利回り)

+
年0.150%



商品概要

商品名	子育て支援定期積金
取扱期間	2026年4月1日(水)~2027年3月31日(水)
ご利用いただける方	・個人(個人事業主を含む) 18歳以下のお子さまがいるご家庭(妊娠中を含む) ・確認は「はぐみんカード」、「ぴよかカード」、資格確認書、母子手帳等を提示していただきます。
預入期間	1年以上5年以下
預入方式	・預入方法 毎月の約定日に普通預金口座からの自動振替によりお預け入れいただけます。 ・預入金額 10,000円以上 ・契約高 1世帯あたり5,000千円以内 ・預入単位 1,000円単位
払戻方法	満期日以降に給付契約金を支払います。当初満期日の前日までにすべての掛金の振込みが完了している場合は、当初満期日に自動解約のうえ、給付契約金(税引後)の全額を、自動振替口座に入金します。
利息	・適用金利 固定金利【契約時の店頭表示金利(年利回り)+年0.150%を満期日まで適用します】 ・利払方法(頻度) 給付補填金は満期日以後に一括して支払います。 ・計算方法 給付補填金は付利単位を1円として、契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算します。
中途解約	満期日前に解約する場合は、次の中途解約利率により計算した利息とともに支払います。 ・初回払込日から解約日までの期間が1年未満の場合、解約日の普通預金利率 ・初回払込日から解約日までの期間が1年以上の場合、約定年利回り×60% (ただし、解約日の普通預金利率を下限とする)
税金	2013年1月1日から2037年12月31日までの間にお受け取りになる利息等には「復興特別所得税」が課税されますので、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。
その他	・払込みが遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べます。ただし、満期日を繰延べない場合には、契約時の証書記載の年利回り(1年を365日とする日割計算)の割合による利息をいただきます。 ・払込みの遅延により満期日が繰延べされている場合であっても、当初満期日の前日までにすべての掛金の払込みが完了している時は、当初満期日に自動解約のうえ、給付契約金(税引後)の全額から遅延期間に相当する遅延利息を差し引いた金額を、自動振替口座へ入金します。 ・満期日以降の利息は解約日における普通預金利率により計算します。 ・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。)

詳しくは当金庫の窓口または ☎0120-508-153にてお尋ねください。

2026年4月1日現在

○苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に営業店または顧客相談室(9時~17時、フリーダイヤル:0120-102-156)にお申し出ください。

○紛争解決措置 愛知県弁護士会(電話:052-203-1777)、愛知県弁護士会西三河支部(電話:0564-54-9449)の紛争解決センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記顧客相談室または紛争解決センター(10時~16時)にお申し出ください。

